

「住民票」の取得方法について

日本での住所が決定しましたら、まず最寄りの市区町村の役所に行き、住民登録を行ってください。

* 住民登録は、住所を定めた日（入国して住居が決まった日）から14日以内に行ってください。

住民登録は、下記2点を持参して、最寄りの役所等にて行ってください。

- 1) 在留カード（日本に入国した際に、空港で発行されるものです。）住民登録を行うと、在留カードにあなたの住所が登録されます。
- 2) パスポート

住民登録が完了すると、「住民票」を発行することが可能になります。

* 「住民票」は携帯電話の契約の際など様々な目的で提出を求められることがあります。

* 「住民票」を発行する際には、1枚あたり300円ほどの費用がかかります。（この費用は、役所（自治体）によって、多少異なる場合があります。）

早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科
アドミッションズ・オフィス

TEL 03-5286-3877